

## 議案第 18 号

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 7 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を次のように改める。

- 4 令和 5 年 10 月 1 日から同月 31 日までの間に限り、市長、副市長及び常勤監査委員の給料額は、別表第 1 号の規定にかかわらず、同表に定める額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

本年 10 月に限り、市長、副市長及び常勤監査委員の給料月額を 1 割減額するため、関係規定を整備する。

議案第 19 号

苫小牧市まちなか交流センター条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 7 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市まちなか交流センター条例の一部を改正する条例

苫小牧市まちなか交流センター条例（平成 25 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域情報の発信及び文化活動の促進」を「健康と福祉のまちづくりの拠点として、健康増進及び福祉に関する事業並びに情報発信の充実」に改め、「もって」の次に「市民の健康的な暮らしを実現しながら」を加える。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 健康増進事業の実施に関する事。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

まちなか交流センターの設置目的を変更し、健康と福祉のまちづくりの拠点としての機能を持たせるとともに、新たに健康増進事業を行うため、関係規定を整備する。

## 議案第20号

### 苫小牧市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

苫小牧市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

苫小牧市長 岩倉博文

### 記

#### 1 指定する郵便局の名称及び所在地

名 称	所在地
苫小牧しらかば郵便局	苫小牧市しらかば町3丁目10番34号
苫小牧日吉郵便局	苫小牧市日吉町1丁目5番30号
苫小牧花園郵便局	苫小牧市花園町3丁目12番18号
苫小牧三光郵便局	苫小牧市三光町5丁目6番13号
イオンモール苫小牧内郵便局	苫小牧市柳町3丁目1番20号

#### 2 指定する郵便局で取り扱う事務

次に掲げる苫小牧市の事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する個人番号カード用署名用電子証明

書の発行及び更新等に関する事務

- (2) 法第2条第7号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行及び更新等に関する事務

### 3 指定の期間

令和6年3月1日から同月31日までとする。ただし、同日前（当該指定期間が延長された場合にあつては、当該延長された指定期間満了の日の3か月前）までに、苫小牧市及び日本郵便株式会社いずれからも委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示がないときは、当該指定期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。